

会計管理者庁達第1号

庁 中 一 般  
各 事 業 所

堺市会計管理者事務決裁規程（平成19年会計管理者庁達第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月21日

堺市会計管理者 森岡宏行

第5条中「又は」を「若しくは」に改め、「ある事項」の次に「又は新規の事項」を加える。

第7条中「掲げる」を「定める」に改め、同条第2号中「、恩給及び退職年金」を削る。

第8条中「掲げる」を「定める」に改め、同条審査課長専決事項を定める部分第1号中「、恩給及び退職年金」、「、役務費（通信運搬費に係るものを除く。）」及び「、使用料及び賃借料（有料道路通行料に係るものを除く。）」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同部分第2号中「（通信運搬費に係るものに限る。）」及び「（有料道路通行料に係るものに限る。）」を削り、「備品購入費並びに扶助費（国又は府の制度基準に係るものに限る。）」を「並びに備品購入費」に改め、同部分第5号中「及び」を「並びに」に改め、「徴収金」の次に「及び森林環境税に係る徴収金」を加え、同号を同部分第6号とし、同部分中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 1件1,000,000円以上の扶助費（国又は府の制度基準に係るものに限る。）の支出に関すること。

第9条中「掲げる」を「定める」に改め、同条審査を所管する係長専決事項を定める部分第3号中「（通信運搬費に係るものに限る。）」及び「（有料道路通行料に係るものに限る。）」を削り、同部分第5号中「及び」を「並びに」に改め、「徴収金」の次に「及び森林環境税に係る徴収金」を加える。

附 則

この庁達は、令和6年4月1日から施行する。